

國學院大學北海道短期大学部紀要 第三十五卷
平成三十年（二〇一八）三月、抜刷

校点『筆記律呂新書説』（附訓読）（五）

山寺 三知

校点『筆記律呂新書説』（附訓読）（五）

山寺三知

はじめに

本稿は、江戸前期の儒者中村惕斎（一六二九—一七〇二、名は之欽、惕斎は号）が、南宋の儒者、蔡元定（一一三五—一一九八、字は季通、号は西山、元定は名）著『律呂新書』（一一八七年成立）に対して注した『筆記律呂新書説』を翻刻し、標点を施し、さらに訓読を付したものである。底本には、名古屋蓬左文庫蔵、中村習斎（一七一九—一七九九）写『筆記律呂新書説』（請求番号「中―二九五」、目録における名称は「律呂新書説」）を用いた。なお、「校点『筆記律呂新書説』（附訓読）（一）」は『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三十卷（二〇一三年三月）に、「同（二）」は同紀要第三十一卷（二〇一四年三月）、「同（三）」は同紀要第三十二卷（二〇一五年三月）、「同（四）」は同紀要第三十三卷（二〇一六年三月）に掲載した。

なお、本稿の凡例については「同（一）」、そして、その補訂を「同（二）」・「同（三）」・「同（四）」に掲載した。併せて参照されたい。

本文

修正律呂新書

候氣第十

候氣之法：爲室三重，戶閉，塗墾必周密，布緹縵室中，以木爲按，每律各一按，內卑外高^(一)，從其方位，加律其上，以葭灰實其端，覆以緹素，按曆而候之。氣至則吹灰動素。小動爲和氣^(二)；大動爲君弱臣強專政之應；不動爲君嚴猛之應。其升降之數，在冬至則黃鐘九寸，升五分一釐三毫。大寒則大呂八寸三分七釐六毫，升三分七釐六毫。雨水則太簇八寸^(三)，升四分五釐一毫六絲。春分則夾鐘七寸四分三釐七毫三絲，升三分三釐七毫三絲。穀雨則姑洗七寸一分，升四分^(四)□□五毫四絲三忽。小滿則仲呂六寸五分八釐三毫四絲六忽，升三分□□三毫四絲六忽。夏至則蕤賓六寸二分八釐，升二分八釐。大暑則林鐘六寸，升三分三釐四毫。處暑則夷則五寸五分五釐一毫^(四)，升二分五釐五毫^(五)。秋分則南呂五寸三分，升三分□□四毫一絲。霜降則無射四寸八分八釐四毫八絲，升二分二釐四毫八絲。小雪則應鐘四寸六分六釐。升三分一毫一絲^(六)。

按：陽生於復，陰生於姤，如環無端。今律呂之數，三分損益，終不復始，何也？曰：「陽之升始於子，午雖陰生，而陽之升于上者未已，至亥而後窮上反下；陰之升始于午，子雖陽生，而陰之升于上者亦未已，至巳而後窮上反下。律於陰則不書，故終不復始也。是以升陽之數，自子至巳差彊，在律爲尤彊，在呂爲少弱；自午至亥漸弱，在律爲尤弱，在呂爲差彊。分數多寡，雖若不齊，然其絲分毫，別各有條理。此氣之所以飛灰，聲之所以中律也。」或曰：「易以道陰陽，而律不書陰，何也？」曰：「易者盡天下之變，善與惡無不備也。律者致中和之用，止於至善者也。」以聲言之，大而至於雷霆，細而至於蟻蠓，無非聲也。易則無不備也，律則寫其所謂黃鐘一聲而已矣。雖有十二律六十調，然實一黃鐘也。是理也，在聲爲中聲，在氣爲中氣，在人則喜怒哀樂未發，已發而中節也^(七)。此聖人所以一天人、贊化育之道也。

〔校記〕

〔一〕 內卑外高 「卑」，性理大全作「庫」。

- 〔三〕 小動爲和氣 「和氣」，性理大全作「氣和」。
- 〔三〕 雨水則太簇八寸 「簇」，性理大全作「簇」。
- 〔四〕 處暑則夷則五寸五分五釐一毫 「二」，性理大全作「五」。
- 〔五〕 升二分五釐五毫 眉批云：「二」一作「三」。
- 〔六〕 升三分一毫一絲 性理大全無此七字。筆記律呂新書說云：「今校苑洛志樂補之。」
- 〔七〕 已發而中節也 「已」，性理大全作「與」。

〔訓読〕

候氣第十

氣を候ふの法。室を爲ること三重、戸閉ぢ、罽を塗ること必ず周密にし、緹縵を室中に布き、木を以て按と爲して、律毎に各一按、内卑く外高く、其の方位に従ひて、律を其の上に加へ、葭灰を以て其の端に実たし、覆ふに緹素を以てして、曆を按じて之を候ふ。氣至るときは則ち灰を吹きて素を動かす。小し動くを和氣と爲し、大いに動くを君弱く臣強くして政を專にするの応と爲し、動かざるを君嚴猛なるの応と爲す。其の升降の数、冬至に在りては則ち黄鐘九寸、へ升ること五分一釐三毫。大寒には則ち大呂八寸三分七釐六毫、へ升ること三分七釐六毫。雨水には則ち太簇八寸、へ升ること四分五釐一毫六絲。春分には則ち夾鐘七寸四分三釐七毫三絲、へ升ること三分三釐七毫三絲。穀雨には則ち姑洗七寸一分、へ升ること四分□□五毫四絲三忽。小滿には則ち仲呂六寸五分八釐三毫四絲六忽、へ升ること三分□□三毫四絲六忽。夏至には則ち蕤賓六寸二分八釐、へ升ること二分八釐。大暑には則ち林鐘六寸、へ升ること三分三釐四毫。処暑には則ち夷則五寸五分五釐一毫、へ升ること二分五釐五毫。秋分には則ち南呂五寸三分、へ升ること三分□□四毫一絲。霜降には則ち無射四寸八分八釐四毫八絲、へ升ること二分二釐四毫八絲。小雪には則ち応鐘四寸六分六釐。へ升ること三分一毫一絲。

按ずるに、陽、復に生じ、陰、姤に生ず。環の端無きがごとし。今、律呂の数、三分損益して、終へて復た始まらざるは、何ぞや。日はく、「陽の升ること子に始まる。午に陰生ずと雖も、而も陽の、上に升る者未だ已まず、亥に至りて而して後に上に窮まりて下に反る。陰の升ること午に始まる。子に陽生ずと雖も、而も陰の、上に升る者亦た未だ已まず、巳に至りて而して後に上に窮まりて下に反る。律、陰に

於いては則ち書さず、故に終へて復た始まらず。是を以て升陽の數、子より巳に至るまでは差彊し。律に在りては尤も彊しと為し、呂に在りては少しき弱しと為す。午より亥に至るまでは漸くに弱し。律に在りては尤も弱しと為し、呂に在りては差彊しと為す。分數の多寡、齊しからざるがごとしと雖も、然れども其の絲・毫、別に各々条理有り。此れ氣の、灰を飛ばす所以、声の、律に中たる所以なり」と。或ひとの曰はく、「『易』は以て陰陽を道ふ。而して律は陰を書さざること、何ぞや」と。曰はく、「『易』は天下の変を尽くして、善と惡と備はらずといふこと無し。律は中和の用を致して、至善に止まる者なり」と。声を以て之を言へば、大にして雷霆に至り、細にして蟻蠊に至るまで、声に非ずといふこと無し。『易』は則ち備はらずといふこと無し。律は則ち其の所謂「黃鐘一声」を写すのみ。十二律・六十調有りと雖も、然れども実は一黃鐘なり。是の理や、声に在りては中声と為り、氣に在りては中氣と為り、人に在りては則ち喜怒哀樂未だ発せず、已に発して節に中たるなり。此れ、聖人、天人を一にし化育を賛くる所以の道なり。

筆記律呂新書說

候氣第十

彭魯齋曰：「西山蔡氏所述，禮記月令章句蔡邕說也。『如邕所云，則是爲十二月律，布室內十二辰，若其月氣至，則辰之管灰飛而管空也。然則十二月各當其辰，斜埋地下，入地處卑，出地處高，故云「內卑外高」。黃鐘之管，埋於子位，上須向南，以外諸管，推之可悉知。』又引長樂陳氏曰：「布緹縵室中，上圓下方，依辰位埋律管，使其端與地齊，而以薄紗覆之。中秋白露降，采葭葶爲灰，加管端以候，氣至灰去。」

歛按：韻會：「緹，帛丹黃色，縵，繪無文也。」葭葶灰，出後漢志。葶，葭中白皮也。治平略引後漢志，「周」字句絕，「密」字作「圍」。

○又按：此章逐律陽升之分數，未考其出何書，今姑闕之。

「小雪」下分註「升三分一毫一絲」七字，諸本皆闕。今校苑洛志樂補之(一)。

一說：補註據劉氏之論，本說具註。云：「本註謂『律於陰則不書』，則是律管飛灰，皆陽氣吹而陰不吹也。劉氏之意，謂：子月以後，陰在上，陽在下，黃鐘六管，埋之地中，則陰從管入地下，合陽，陽氣上升，而黃鐘六管所以飛灰(二)，猶大

海每子時後，亦陰與陽合而潮生也；午月以後，陽在上，陰在下，蕤賓六管，埋之地中，則陽從管入地下，合陰，陰氣上升，而蕤賓六管所以飛灰^(四)，猶大海每午時後，亦陽與陰合而汐至也。劉說近是。」止此。然候氣之法，近儒皆不取之。證辨詳載其說。

○又按：凡聲音雖出於氣屬乎陽^(五)，然與夫動靜相推，如環無端者自不相干。蓋聲生于微而極于高，甚微則未成聲，甚高則既盡無聲，非有消息盈虛，而五聲六律自有陰陽之分耳。所謂「於陰則不書」者，與上章「紀陽不紀陰」之義同。且聲之清濁雖無定局^(六)，然既生一律，則損益上下，次第呼出相協之聲，而其分限則不可以毫忽相侵矣。其洪纖清濁，以人聲料之，其能爲聲而可播于歌詠者，大抵不過上下二十律之間耳。其他有聲，雖雷霆之大，亦不甚清；雖蟻螻之細，亦不甚濁。此其所以終不復始，又其所以窮盡則至無聲也。此章註似未得簡要矣。

〔校記〕

- 〔一〕 治平略引後漢志 「引」，原脫，今據各本補。
- 〔二〕 今校苑洛志樂補之 「洛」，原誤作「樂」，今據明本改。
- 〔三〕 陽氣上升而黃鐘六管所以飛灰 「所」，原脫，今據各本補。
- 〔四〕 而蕤賓六管所以飛灰 「灰」下，原衍「灰」字，今據各本刪。
- 〔五〕 凡聲音雖出於氣屬乎陽 「凡」，習本原誤作「凡」，今據各本改。
- 〔六〕 且聲之清濁雖無定局 「局」，原誤作「局」，今據北本、昌本、高本、谷本、明本、平本、慶本、順本、新本、心本、樂本改。

〔訓詁〕

候氣第十

彭魯齋（彭絲、一二三九—一二九九。『性理大全』の注に）曰はく、「西山蔡氏（蔡元定、一一三五—一一九八）の述ぶる所（室を為ること三重）から「其の端に実たす」まで）は、『礼記』「月令章句」の蔡邕（一三三—一九二）の説（『礼記』「月令」孔穎達疏に引く）なり。〔礼

記」孔疏に)『邕の云ふ所のごときは、則ち是れ十二月の律を為りて、室内に十二辰に布き、若し其れ月の氣至れば、則ち辰の管の灰飛びて管空しきなり。然らば則ち十二月各々其の辰に当たりて、斜めに地下に埋め、地に入る処卑く、地を出づる処高し。故に「内卑く外高し」と云ふ。黄鐘の管は、子の位に埋め、上は須らく(「須」は「性理大全」注及び「礼記」孔疏では「頭」に作る)南に向かうべく、以外の諸管は、之を推して悉く知るべし」と。又、長樂の陳氏(陳暘、一〇六四—一一二八。「樂書」卷一百二「律呂候氣之法」)を引きて曰はく、「緹縵を室中に布き、上円かに下方にして、辰位に依りて律管を埋め、其の端をして地と斉しからしめて、薄紗を以て之を覆ふ。中秋、白露降りて、葭莖を采りて灰と為し、管端に加へて以て候ひ、氣至れば灰去る」と。

欽(中村惕齋)按ずるに、『韻会』(黄公紹編輯、熊忠挙要『古今韻会举要』卷四、卷十二)に、「緹は、帛の丹黄色」、(同卷二十一)「縵は、繒の文無きなり」と。「葭莖灰」は『後漢志』(『後漢書』「律曆志上」)に出でたり。(『漢書』「中山靖王勝伝」の晋灼注等に)莖は、葭中の白皮なり。『治平略』(朱健『古今治平略』卷二十一「律呂篇」)に引く『後漢志』(『後漢書』「律曆志上」)は、「周」の字に句絶ち、「密」の字は「罍」に作る。

○又按ずるに、此の章の逐律陽升の分数は、未だ其の何れの書に出づるか考えず、今姑らく之を闕く。

「小雪」の下の分註の「升三分一毫一絲」七字は、諸本皆闕く。今『苑洛志樂』(韓邦奇、一四七九—一五五六。卷一)に校して之を補ふ。一説に、補註、劉氏(不詳)の論(本説、註(補註)に具はる)に拠りて云ふ、「本註に『律、陰に於いては則ち書さず』と謂ふは、則ち是れ律管の、灰を飛ばすには、皆陽氣吹きて陰吹かざればなり。劉氏の意は、謂へらく、子の月以後は、陰、上に在り、陽、下に在り、黄鐘六管、之を地中に埋めば、則ち陰、管に従ひて地下に入り、陽に合して、陽氣上升して、黄鐘六管の、灰を飛ばす所以なり。猶ほ大海、子の時の後毎に、亦た陰、陽と合して潮生ずるがごときなり。午の月以後は、陽、上に在り、陰、下に在り、蕤賓六管、之を地中に埋めば、則ち陽、管に従ひて地下に入り、陰に合して、陰氣上升して、蕤賓六管の、灰を飛ばす所以なり。猶ほ大海、午の時の後毎に、亦た陽、陰と合して汐至るがごときなり。劉の説是に近し」と。(此に止る。)然れども候氣の法は、近儒皆之を取らず。『証辨』に詳きに其の説を載す。

○又按ずるに、凡そ声音は氣より出でて陽に属すと雖も、然れども夫の動靜相推して、環の端無きがごとき者と自づから相干せず。蓋し声は微より生じて高に極まり、甚だ微なれば則ち未だ声を成さず、甚だ高ければ則ち既に尽きて声無く、消息盈虚有るに非ずして、五声六律に自づから陰陽の分有るのみ。所謂「陰に於いては書さず」とは、上章の「陽を紀して陰を紀せざる」の義と同じ。且つ声の清濁に定局無しと

雖も、然れども既に一律を生ずれば、則ち損益上下し、次第に相協ふの声を呼出して、其の分限は則ち毫忽を以て相侵すべからず。其の洪纖清濁は、人声を以て之を料るに、其の能く声を為して歌詠に播くべき者は、大抵、上下二十律の間に過ぎざるのみ。其の他の、声有るは、雷霆の大と雖も、亦た甚だしくは清まず、蟻螻の細と雖も、亦た甚だしくは濁こらず。此れ其の終へて復た始まらざる所以にして、又其の窮尽すれば則ち声無きに至る所以なり。此の章、註未だ簡要を得ざるに似たり。

修正律呂新書

審度第十一

度者、分、寸、尺、丈、引、所以度長短也。生於黃鐘之長。以子穀秬黍中者九十枚度之、一爲一分、凡黍實於管中、則十三黍三分黍之一而滿一分。積九十分、則千有二百黍矣。故此九十黍之數、與下章千二百黍之數、其實一也。十分爲寸、十寸爲尺、十尺爲丈、十丈爲引。數始於一、終於十者、天地之全數也。律未成之前、有是數而未見、律成而後、數始得以形焉。度之成在律之後、度之數在律之前。故律之長短圍徑、以度之寸分之數而定焉。

〔校記〕

〔訓読〕

審度第十一

度とは、分・寸・尺・丈・引、以て長短を度る所なり。黃鐘の長さに生ず。子穀秬黍の中なる者九十枚を以て之を度りて、一を一分と爲し、凡そ黍、管中に実たさるるときは、則ち十三黍、三分黍の一にして、一分に滿つ。九十分を積むときは、則ち千有二百黍。故に此の九十黍の數と、下章の千二百黍の數と、其の実は一なり。十分を寸と爲し、十寸を尺と爲し、十尺を丈と爲し、十丈を引と爲す。數、一に始まりて、十に終ふるは、天地の全數なり。律未だ成らざるの前に、是の數有りて未だ見れず、律成りて而して後に、數、始めて以て形アラハることを得。度の成れること律の後に在り、度の數は律の前に在り。故に律の長短・圍徑、度の寸分の數を以て定む。

筆記律呂新書説

審度第十一

此下三章、本説出前漢志。師古注云：「子穀猶穀子耳、秬黍卽黑黍也。中者、不大不小也。言取黑黍穀子大小中者、率爲分寸也。」

〔校記〕

〔訓読〕

審度第十一

此の下の三章、本説は『前漢志』（『漢書』「律曆志上」）に出でたり。師古（顔師古、五八一―六四五）の『漢書』「律曆志上」の注に云ふ、「子穀は猶ほ穀子のごときのみ、秬黍は即ち黒黍なり。中なる者は、大ならず小ならずるなり。黒黍の穀子、大小の中なる者を取り、率して分寸を爲すを言ふなり」と。

修正律呂新書

嘉量第十二

量者、龠、合、升、斗、斛、所以量多少也。生於黃鐘之容。以子穀秬黍中者一千二百實其龠、以井水准其概、以度数審其容。一龠、積八百一十分。合龠爲合、兩龠也。積一千六百二十分。十合爲升、二十龠也。積一萬六千二百分。十升爲斗、百合、二百龠也。積十六萬二千分。十斗爲斛。二千龠、千合、百升也。積一百六十二萬分。

〔校記〕

〔訓読〕

嘉量第十二

量とは、龠・合・升・斗・斛、以て多少を量る所なり。黄鐘の容に生ず。子穀秬黍の中なる者一千二百を以て其の龠に実て、井水を以て其の概を准しくし、度数を以て其の容を審らかにす。〈一龠、積八百一十分。〉合龠を合と為し、〈兩龠なり。積一千六百二十分。〉十合を升と為し、〈二十龠なり。積一万六千二百分。〉十升を斗と為し、〈百合、二百龠なり。積十六万二千分。〉十斗を斛と為す。〈二千龠、千合、百升なり。積一百六十二万分。〉

筆記律呂新書説

嘉量第十二

師古曰：「嘉、善也。」又「以度数審其容」注云：「因度以生量也。其容、謂其中所容受之多少也。」又云：「概所以概平斗斛之上者也。」孟康曰：「概欲其直，故以水平之，井水清。清則平也。」

〔校記〕

〔訓読〕

嘉量第十二

師古〔漢書〕「律曆志上」の顔師古の注に曰はく、「嘉は、善なり」と。又「度数を以て其の容を審らかにす」の注に云ふ、「度に因りて以て量を生ずるなり。其の容とは、其の中に容受する所の多少を謂ふなり」と。又云ふ、「概は斗斛の上を概平にする所以の者なり」と。孟康〔三国魏〕の人。生没年不詳。『漢書』「律曆志上」の注に曰はく、「概は其の直からんことを欲す。故に水を以て之を平らかにすれば、井水は清む。清まば則ち平らかなり」と。

修正律呂新書

謹權衡第十三

權衡者、銖、兩、斤、鈞、石、所以權輕重也。生於黃鐘之重。以子穀秬黍中者一千二百實其龠。百黍一銖、一龠十二銖、二十四銖爲一兩、兩龠也。十六兩爲斤、三十二龠、三百八十四銖也。三十斤爲鈞、九百六十龠、一萬一千五百二十銖、四百八十兩也。四鈞爲石。三千八百四十龠、四萬六千八十銖、一萬九千二百兩也(一)。

〔校記〕

〔一〕 一萬九千二百兩也 眉批云：「一萬九千二百兩」當作「一千九百二十兩」。

〔訓読〕

謹權衡第十三

權衡とは、銖・兩・斤・鈞・石、以て輕重を權る所なり。黃鐘の重さに生ず。子穀秬黍の中なる者一千二百を以て其の龠に実つ。百黍は一銖、一龠は十二銖、二十四銖を二兩と爲し、〈兩龠なり〉。十六兩を斤と爲し、〈三十二龠、三百八十四銖なり〉。三十斤を鈞と爲し、〈九百六十龠、一万一千五百二十銖、四百八十兩なり〉。四鈞を石と爲す。〈三千八百四十龠、四万六千八十銖、一万九千二百兩なり〉。

筆記律呂新書說

謹權衡第十三

此章「四鈞爲石」註「一萬九千二百兩」、當作「一千九百二十兩」。

○補註云：「度、量、權、衡、皆生於黃鐘之管。此見聖人以天地之數制天下之法。其所以定民心，立民信，一天人，贊化育之道，孰有加於此哉。」

○古今治平略云：「歐陽公之言曰：『聲無形而樂有器。古之作樂者，知夫器之必有敝，而聲不可以言傳，懼夫器失而聲

遂亡也、乃多爲之法以著之。故始求聲者以律、而造律者以黍。自一黍之廣、積而爲分、寸；一黍之多、積而爲龠、合；一黍之重、積而爲銖、兩。此造律之本也。故爲之長短之法、而著之於度；爲之多少之法、著之於量；爲之輕重之法、而著之權衡。是三物者、亦必有時而敵、則又總其法而著之於數。使其分寸、龠合、銖兩皆起於黃鐘、然後律、度、量、衡相用爲表裏、使得律者可以制度、量、衡、因度、量、衡亦可以制律。不幸而皆亡、則推其法數而制之、用其長短、多少、輕重以相參考。四者既同、而聲必至、聲至而後樂可作矣。夫物用於有形而必敵、聲藏於無形而不竭、以有數之法求無形之聲、其法具存。無作則已、苟有作者、雖去聖人於千萬歲後、無不得焉。此古之君子知物之終始、而憂世之慮深、其多爲之法而丁寧纖悉、可謂至矣。』

〔校記〕

〔訓読〕

謹權衡第十三

此の章、「四鈞を石と爲す」の註の「一万九千二百兩」は、当に「一千九百二十兩」に作るべし。

○補註に云ふ、「度・量・權・衡は、皆黃鐘の管より生ず。此に、聖人、天地の数を以て天下の法を制するを見る。其の、民心を定め、民信を立て、天人を一にし、化育を賛くる所以の道、孰れか此に加ふること有らんや」と。

○『古今治平略』（卷二十一「律呂篇」）に云ふ、「歐陽公（歐陽脩、一〇〇七—一〇七二）の言（『新唐書』卷二十一「礼楽志十一」）に曰はく、『声には形無くして樂には器有り。古の樂を作る者は、夫の器の必ず敵るる有りて、声の、言を以て伝ふべからざるを知り、夫の器失して声遂に亡びんことを懼るるなり。乃ち多く之が法を爲りて以て之を著す。故に始めて声を求むる者は律を以てして、律を造る者は黍を以てす。一黍の広さより、積みて分・寸を爲し、一黍の多さより、積みて龠・合を爲し、一黍の重さより、積みて銖・兩を爲す。此れ造律の本なり。故に之が長短の法を爲りて、之を度に著し、之が多少の法を爲りて、之を量に著し、之が輕重の法を爲りて、之を權衡に著す。是の三つの物も亦た必ず時有りて敵るれば、則ち又其の法を総べて之を数に著す。其の分・寸、龠・合、銖・兩をして皆黃鐘より起こさしめ、然して後に

律・度・量・衡、相用ひて表裏を為し、律を得る者をして以て度・量・衡を制すべからしめ、度・量・衡に因りて亦た以て律を制すべし。不幸にして皆亡ぶれば、則ち其の法数を推して之を制し、其の長短・多少・輕重を用ひて以て相参考す。四つの者既に同じくして、声必至り、声至りて後に樂作るべし。夫れ物は有形に用ひて必ず敵れ、声は無形に蔵れて竭きず、有数の法を以て無形の声を求むる、其の法、具に存す。作ること無ければ則ち已み、苟しくも作る者有らば、聖人を千万歳の後に去ると雖も、得ざる無し。此れ古の君子は、物の終始を知りて、世を憂ふるの慮り深く、其の多く之が法を為りて丁寧繊悉なること、至れりと謂ふべし』と。

(待続)

謝辞

貴重書の翻刻掲載をご許可下さいました名古屋市蓬左文庫に対しまして、厚く御礼申し上げます。